

中村学園大学(含む短期大学部)施設及び備品の利用に関する細則

平成4年4月1日制定

(目的)

第1条 この細則は、中村学園大学(含む短期大学部)学生生活に関する規程第12条に基づき、学生の課外活動における施設及び備品の利用に関し、必要な事項を定める。

(施設の利用)

第2条 学生は、次の各号に掲げる施設を利用する場合、関係教員の承認を得て、願い書を学生部に提出し、学生部課長の許可を受けなければならない。

- (1) 講義室・演習室……学生部に提出
- (2) 体育館・グラウンド・田島グラウンド・第2体育館……体育関係教員の承認
- (3) 音楽館……音楽関係教員の承認
- (4) 1号館大講義室……学生部に提出
- (5) 学友会館……学友会館事務室に提出
- (6) その他の共用施設……学生部に提出

(施設の利用時間)

第3条 学生の施設の利用時間は、次のとおりとする。

- (1) 平日……午前8時30分から午後8時まで
- (2) 第1、第3、第5土曜日……午前8時30分から午後1時まで
- (3) 日曜日・祝日・休業日……原則として利用できない。ただし、特別の場合、許可されることがある。
- (4) メディアセンターについては、中村学園大学(含む短期大学部)メディアセンター(図書館)利用細則及び中村学園大学(含む短期大学部)メディアセンター(情報システム)利用細則による。
- (5) 学友会館については、中村学園大学(含む短期大学部)学友会館利用細則による。

(備品の利用)

第4条 学生は、学内の備品、器具を利用する場合、保管責任者の承認を得て、願い書を学生部に提出し、学生部課長の許可を受けなければならない。

(ロッカーの利用)

第5条 学生は、保管責任者の承認を得て、備え付けのロッカーを利用することができる。

- 2 利用を希望する学生は、定められた期間に利用料を納入しなければならない。
- 3 ロッカー内には、危険物、腐敗物又は動物等を入れてはならない。
- 4 ロッカー内の物品の保管は、利用者の責任とする。

(駐車場・駐輪場の利用)

第6条 学生の自動車による通学は、原則として許可されない。

- 2 自動二輪車(原動機付自転車を含む。)による通学を希望する学生は、所定の願い書を学生部に提出し、学生部課長の許可を受けなければならない。ただし、原則として通学距離が片道 4km 以上で、バス等の交通手段が少ない場合に限るものとする。
 - 3 次の各号に該当し、自動車に通学せざるを得ない学生は、所定の願い書を学生部に提出し、学生部課長の許可を受けなければならない。
 - (1) 身体の不調、負傷等で通常の通学が困難な場合
 - (2) 課外活動等のため、自動車の一時乗り入れを必要とする場合
 - 4 許可を受けた学生は、許可書(ステッカーを含む。)を車に明示し、指定された場所に駐車しなければならない。
 - 5 学生は、自動二輪車並びに自転車により通学する場合、学内の指定された場所に駐輪するものとし、周辺の路上等に放置してはならない。
(器物破損届)
- 第7条 学生は、施設及び備品を破損又は紛失した場合、直ちに学生部に届け出て、その指示に従わなければならない。

附 則

この細則は、令和元年7月1日から施行する。